

# 県有施設のネーミングライツ導入に関するサウンディング型市場調査 実施要領

令和8年4月20日  
秋田県総務部行政経営課

## 1 調査の目的

県有施設のネーミングライツ導入に関するサウンディング型市場調査（以下「サウンディング」という。）は、秋田県が所有する施設へのネーミングライツ導入や施設の利活用を検討するに当たり、民間事業者から幅広く意見や提案を募ることを目的としています。

県有施設へのネーミングライツ導入や施設の利活用に向けて市場性や実現可能性、課題等を把握し今後の公募条件等の検討に活用します。

## 2 意見を募集する県有施設

資料2「県有施設一覧表」に記載する施設

※施設の詳細については、県公式ウェブサイトの次のページを御確認ください。

秋田県公共施設カルテ

<https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/83724>

第2期あきた公共施設等総合管理計画における個別施設計画

<https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/94766>

※一覧表に掲載されていないインフラなどの施設についても意見・提案があればお寄せください（県立公園、トンネル、ダム等）。ただし、既にネーミングライツが導入されている大館地区多目的ドーム（愛称：ニプロハチ公ドーム）及び現在ネーミングライツの導入検討が進められている新県立体育館は対象外とします。

## 3 スケジュール（予定）

日程	実施内容
令和8年4月20日（月）	実施要領の公表
令和8年5月25日（月）	サウンディングの申込期限
令和8年6月1日（月）～6月5日（金）	サウンディングの実施
令和8年6月下旬	サウンディング実施結果の公表

## 4 参加対象者

県有施設へのネーミングライツ導入や施設の利活用に関心のある法人又は法人のグループ  
※法人の所在地は問いません。

## 5 実施方法

次のとおり想定していますが、参加者数が多い場合は別の形式に変更となることがあります。

- ・対話形式：個別対話により非公開で実施（オンラインでの実施可）
- ・場 所：秋田県庁内 会議室（オンラインの場合はZoom又はGoogle Meetを使用）
- ・所要時間：30分から1時間程度
- ・参加人数：3名以内

## 6 参加申込方法

サウンディングへの参加を希望する場合、次の申込フォームからお申し込みください。各民間事業者とのサウンディングの実施日時は個別に調整する予定です。

なお、サウンディングを円滑に進めるための事前アンケートを申し込みとあわせて実施しますので、御協力ください。事前アンケートの内容は「7 サウンディングの内容」と同一です。

申込フォーム：<https://forms.gle/BvcqZex8M3XondRu8>

申込期限：令和8年5月25日（月）午後5時まで

## 7 サウンディングの内容

次の項目について参加者から意見・提案を伺います。一部お答えいただけない項目・内容があっても差し支えありません。幅広い意見・提案をお待ちしております。

### (1) 関心のある県有施設について

a 貴社が関心のある県有施設、施設区分

### (2) ネーミングライツ取得への関心について

a 県有施設のネーミングライツ取得への関心度（10段階評価中の何段階か）

b 貴社における事業戦略上の位置付け（市場性など）

c ネーミングライツ取得により期待される効果

### (3) ネーミングライツ料について

a 貴社として妥当と考えられる価格帯（年額・税抜）

b 価格に影響を与える要素・要因

### (4) 契約期間について

a 貴社として希望する契約期間

b 契約期間に影響を与える要素・要因

### (5) 命名権以外の特典付与について

a 命名権以外の特典を設ける場合に希望する内容（施設の無料使用权：年間●日以上、契約更新時の優先交渉権の付与、施設内の特定箇所（駐車場、エントランス、ホール等）への命名権の追加付与など）

b 命名権以外の特典がネーミングライツ料や契約期間に与える影響

### (6) 県有施設の利活用について

a 県有施設の利活用アイデア

### (7) その他

a 県有施設のネーミングライツ導入、施設の利活用に当たっての課題・懸念事項

b その他の意見

## 8 留意事項

### (1) 参加及び対話内容の取扱い

- ・サウンディングは、県有施設へのネーミングライツ導入や施設の利活用に係る可能性を探るものであり、サウンディングへの参加実績は公募等の条件、評価の対象となることはありません。また、サウンディングに参加しないことで今後の公募等において不利益が生じることはありません。
- ・サウンディングの際の発言は、県・事業者ともにサウンディング実施段階での想定のものとし、今後の事業を拘束するものではありません。

- ・サウンディングの様子は議事録作成のため録画・録音しますので、予め御了承ください。

## (2) 参加費用

- ・サウンディングへの参加に要する費用は参加者の負担とします。

## (3) 実施結果の公表

- ・サウンディングの実施結果は、概要を県公式ウェブサイトで公表予定です。
- ・公表に当たっては事前に参加者に内容の確認を行います。参加者の名称及びノウハウに関わる内容は公表しません。

## (4) 秋田県広告事業実施要綱による規制

- ・秋田県広告事業実施要綱により規制する業種・事業者・広告事業はネーミングライツ公募の対象外となります。

### 秋田県広告事業実施要綱 抜粋

#### (広告事業の規制業種)

第5条 次に定める業種の広告事業は行わないものとする。ただし、実施部局長等が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定するもの
- (2) 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条に規定する貸金業のうち専ら消費者金融及び事業者金融に関するもの
- (3) 公営競技その他のギャンブルに係るもの（当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第4条第1項の規定により都道府県等が発売する宝くじに関するものを除く。）
- (4) その他県の広告主として不適切と認められるもの

#### (広告事業の規制事業者)

第6条 次に定める事業を営む者の広告事業は行わないものとする。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）及びその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）又は暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）又は会社更生法（平成14年法律第154号）による再生手続又は更生手続中の者（手続開始の決定を受けた者を除く。）
- (3) 県の指名停止措置又は資格停止措置を受けている者
- (4) 法令等に基づき事業停止等の重大な不利益処分を受けている者
- (5) 自らの責めに帰すべき事由により、社会的信用を著しく失墜している者
- (6) その他県の広告主として不適切と認められる者

#### (広告事業の該当基準)

第7条 次に定める広告事業は行わないものとする。

- (1) 法令等に違反する恐れのあるもの
- (2) 政治性又は宗教性のあるもの
- (3) 思想又は信条に関係あるもの
- (4) 社会問題についての主義又は主張があるもの
- (5) 誇大又は虚偽の恐れのあるもの
- (6) 公序良俗に反する恐れのあるもの
- (7) 第三者を誹謗、中傷又は排斥するもの
- (8) 氏名又は意見を広告しようとするもの
- (9) その他広告事業をすることが適当でないといふと県が認めるもの

## 9 問い合わせ先

御不明な点がある場合は次にお問い合わせください。

秋田県総務部行政経営課 公民連携・施設チーム

電話：018-860-1053

メール：gyousei@pref.akita.lg.jp

### 【本サウンディングに関する資料】

- ・資料1 サウンディング型市場調査実施要領（本資料）
- ・資料2 県有施設一覧表